

別添 1

南風原町立学校給食共同調理場の調理等業務委託

～ 仕 様 書 ～

令和 6 年 12 月

南風原町教育委員会

目 次

1	本書の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	業務委託の実施基準・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	本業務委託を実施する施設等の名称、内容等・・	P 1
4	受配校名、食数及び学級数・・・・・・・・・・	P 1～2
5	業務時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
6	施設・設備等の使用・・・・・・・・・・・・・	P 2
7	町が提供するもの・・・・・・・・・・・・・	P 2～3
8	事業者が負担するもの・・・・・・・・・・・・・	P 3
9	経費の負担区分・・・・・・・・・・・・・	P 3
10	業務分担区分・・・・・・・・・・・・・	P 3～6
11	業務報告書等・・・・・・・・・・・・・	P 7

別添資料

1	業者負担消耗品の例・・・・・・・・・・・・・	P 8 (添付資料 1)
2	経費の負担区分・・・・・・・・・・・・・	P 9 (添付資料 2)
3	業務分担区分・・・・・・・・・・・・・	P 10 (添付資料 3)
4	給食配送車の運行表・・・・・・・・・・・・・	P 11 (添付資料 4)

1 本書の位置付け

本「仕様書」は、南風原町（以下「町」という。）が本業務委託を実施する事業者を募集するに当たり、調理等業務の運営内容について、町が事業者 zu 要求する業務内容を示し、応募する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

2 業務委託の実施基準

本業務委託は、学校給食法に定める学校給食衛生管理基準に基づき、実施するものとし、同基準を遵守するために必要な点検、報告を義務づける。

3 本業務委託を実施する施設等の名称、内容等

本業務委託を実施する施設等の名称、内容等は下表のとおりである。

名 称	南風原町立学校給食共同調理場
所 在 地	南風原町字宮城 248 番地
供 用 開 始	昭和 6 3 年 9 月
敷 地 面 積	9, 1 4 8 m ²
延 床 面 積	1, 1 9 3 m ²
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造り
運 営 方 式	ウエット方式のドライ運用

4 受配校名、食数及び学級数

(1) 給食対象者数及び食数等

ア 給食対象者数は、園児、児童、生徒及び教職員等とし、給食を実施する予定日数は年間 2 0 0 日を基準とし、町は「年間学校給食実施計画」により指示する。ただし、変更があるときは、その日数とする。

イ 町は学校行事等により食数を変更することができる。

ウ 給食関係行事（給食の試食会等）の実施について、町から申し入れがあった場合は、事業者は応じるものとする。

(2) 受配校及び食数等

受配校は、下記のとおりとし、食数等は指示によるものとする。

N0	学校名	給食予定人員	学級数
1	南風原幼稚園	1 1 5	5
2	津嘉山幼稚園	2 0 6	7
3	北丘幼稚園	1 2 9	4
4	翔南幼稚園	9 1	3
	(幼稚園計)	5 4 1	1 9
1	南風原小学校	9 4 6	2 9
2	津嘉山小学校	1, 0 5 7	3 2
3	北丘小学校	9 7 3	3 0
4	翔南小学校	6 1 0	1 8
	(小学校計)	3, 5 8 6	1 0 9
1	南風原中学校	8 9 3	2 4
2	南星中学校	7 1 3	2 0
	(中学校計)	1, 6 0 6	4 4
1	その他	3 3	調理場
	(総 計)	5, 7 6 6	1 7 2

※令和6年5月1日現在の人員数及び学級数であり、数の変動もあり得る。

※給食予定人員は園児、児童、生徒に職員等を加えた数である。

5 業務時間

調理場の使用時間は、原則として午前7時から午後5時までとする。

6 施設・設備等の使用

事業者は町の所有する施設・設備・器具等を使用する。使用にあたっては受託事業者として注意義務を持って使用する。また、目的以外の使用は一切禁止とする。

7 町が提供するもの

施設、設備、器具及び計器類のうち町が提供し、これらに故障などが発生した場合は、直ちに町に報告し、その指示に従うものとする。

電気・ガス（LPガス）、ボイラー燃料費（A重油）及び上下水道費は、町が負担する。ただし、経費節減に努めるものとする。

配送車両及び配送車に係る諸経費（燃料、自動車重量税、自賠責保険料、修繕費他、配送車両の運行に係る経費等）については町が負担する。ただし、

事業者は経費節減に努めるものとする。

8 事業者が負担するもの

- (1) 従事者の人件費等
- (2) 事業者の使用する電話機等の通信運搬費
- (3) 消耗品、(添付資料-1 p8) のとおりとする。
- (4) 給食従事者の衛生管理に関する研修会等に係る経費
- (5) 給食従事者の腸内細菌検査及び健康診断料等
- (6) 調理被服等クリーニング代

9 経費の負担区分

町と事業者との委託業務に対する主な経費の負担区分は、「経費の負担区分」(添付資料-2 p9) のとおりとする。

10 業務分担区分

町と事業者との分担区分は、「業務分担区分」(添付資料-3 p10) のとおりとする。

(1) 町の業務範囲

ア 献立作成等

献立は、前月に「月間予定献立表」を提示し、改めて当日の調理献立について、前週末までに町が「調理業務指示書」により指示する。また、食数及び食器、食缶、食器かご、配膳器具の種別についても同様とし、下表のとおり業務内容に応じてそれぞれの提示時期に事業者に提示する。

内 容	提示時期
年間学校給食実施計画（日数・食数）	年度当初
月間予定献立表	前月末
調理業務指示書	前週末

イ 食材の調達及び確認

町は、献立、食数に応じて食材を調達し、事業者が検収した食材の確認を行う。

(2) 事業者の業務範囲

ア 食材の検収・受領・保管

- ・事業者は食材の検収を行う。
- ・事業者は町が食材の確認を行った後、食材を下処理室あるいは調理室に運搬し、調理業務を開始する。
- ・事業者は食材の衛生的な保管及び在庫管理を行う。

イ 調理業務

- ・事業者は町が提示する「月間予定献立表」及び「調理業務指示書」等に基づき、町の提供する食材を使用して調理を行う。
- ・食材の納品開始時間は、原則として午前7時からとする。
- ・業務は「作業工程表」、「作業動線図」に基づき行う。

ウ 配送・回収業務

- ・事業者は各受配校に配送用コンテナを安全かつ確実に2人以上で配送すること。（受配校によっては、各階への配送も行うこと。）また、給食終了後は残飯と共に回収すること。
- ・調理場、受配校の受渡室へコンテナの搬出入の際には汚染しないように清潔で安全な履物に履き替えてから出入りすること。
- ・業務終了後、配送車は毎日清掃、洗浄、消毒等を行い、常に衛生保持に努めること。
- ・配送車は配送又は回収毎に車両運行日誌【走行距離】を記入すること。また、配送時には併せて運行日誌【給食配送】を記入すること。
- ・配送車の燃料給油の際には町の指定した給油所で行うこと。その際に給油確認のサインはフルネームで記入すること。
- ・配送車の運転に際しては安全運転に心掛けること。万が一、事故等が発生した場合には警察、消防、町等に連絡を行い、指示を仰ぐこと。安易に当事者と示談に応じないこと。
- ・配送車両を他の目的に使用しないこと。
- ・配送車両の台数については本町負担で4台とする。
- ・配送計画／所要時間は（添付資料－4 p11）のとおりとする。

エ 洗浄、消毒保管業務

- ・食器、トレイ、箸等、食缶及び調理器具等の洗浄、消毒、保管は、「学校給食衛生管理基準」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル」を基に細心の注意をもって行うこと。
- ・食器などの洗浄を洗浄機の出口で確認すること。食器等の洗浄の有無及び枚数の確認後、消毒保管すること。
- ・食器洗浄機へは必ずメーカー指定の洗剤を使用すること。
- ・指定設備等の管理を適切に行うこと。
- ・学期毎、給食開始直前及び終了後、町の指定する日を清掃、消毒、点検、整理整頓にあて、委託業務の履行に支障のないように努めること。

(3) 調理業務の実施体制

- ・業務責任者（１名）の配置

業務責任者は、学校給食センター等の大量調理施設で３年以上の実務経験があり、かつ管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有して委託業務を処理する者とし常勤とする。

- ・業務副責任者（１名）の配置

業務副責任者は、学校給食センター等の大量調理施設で２年以上の実務経験があり、かつ管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有して、業務責任者に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を行う者とし、常勤とする。

- ・食品衛生責任者（１名）の配置

食品衛生責任者は、従事者の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生、食品衛生の日常管理等を行う者で、学校給食センター等の大量調理施設で２年以上の実務経験を有する栄養士又は調理師の有資格者とする。

- ・ボイラー管理者（１名）の配置

ボイラー運転及び点検業務の責任者としてボイラー管理責任者を配置する。ボイラー管理責任者は、ボイラーの特別教育受講者以上で、調理業務に従事することもできることとし、常勤とする。

- ・調理業務従事者の配置

上記従事者を除き、調理に必要な調理員を安定的な運営に必要な人数を配置すること。運営にあたっては、必要な栄養士又は調理師のいずれかの資格を有するものとする。ただし、令和７年度開始以降も継続を予定している南風原町雇用の調理正職員３名（７時間４５分勤務の週５日勤務）と再任用正職員２名（７時間４５分勤務の週４日勤務）も調理業務に従事するものとし、それを除いた人数の見積りを提案すること。

契約期間中の南風原町職員の退職による調理員の補充及びそれによる請負金額については、その都度協議すること。

(4) 付帯業務

- ・町が実施するアンケート調査及び残食調査に協力すること。
- ・町が受配校へ配布する文書等や受配校が町へ提出する文書について可能な限り配達等に協力すること。
- ・受配校が開催する行事、会議等には、町の要請に応じて協力すること。
- ・工事や修繕等により清掃及び立会いが必要な場合は協力すること。
- ・町及び保健所等の立入検査、食品検査等が行われる場合は、これに応じること。

(5) 衛生管理

- ・文部科学省の定めた「学校給食衛生管理基準」及び法令等に準拠した衛

生管理を行うこと。

- ・検便は、毎月2回実施し、「腸内細菌検査成績表」を提出すること。
- ・指定設備等の日常清掃を行い、整理整頓すること。
- ・機器類の洗浄、消毒を行い、清潔な状態を保つこと。
- ・衛生管理は、「学校給食日常点検票」によりチェックを行うこと。また、「使用水検査表」により水道検査を実施し、残留塩素量を記録すること。
- ・材料及び調理済み食品を食品毎に冷凍保存すること。
- ・残菜等は、廃棄物ごとに分別し、指定の集積場所に集積すること。
- ・異物混入等の事故が起きないように、作業開始前に機械、器具等の破損箇所や、破損がないこと等を十分確認し、互いに注意喚起等を行うこと。特に、野菜裁断機は、使用前と使用後に刃の破損がないか確認すること。異物混入があった場合又はその疑いがある場合は、事業者は速やかに町に連絡し、指示を受けること。

(6) 運営協力等

- ・事業者は、学校給食の運営に関し必要な会議等に必要に応じ参加するほか、学校給食の円滑な実施と内容の充実等を目的とする諸活動に協力すること。
- ・給食の提供が無い夏休みや学期末の休暇に、機器等の清掃作業、及び、敷地内の除草作業等の軽微な環境整備にも協力すること。
- ・事業者は、仕様書に定めのない事項であっても、付随する業務は、誠意を持って対応すること。

1 1 業務報告書等

事業者は、実施した業務内容については、下表のとおり報告書を作成し、提出期限までに町に提出する。

NO	報 告 書 等	提出期限
1	施設・器具等点検及び調理業務完了確認書	毎日
2	異物混入防止対策器具チェック表	毎日
3	学校給食日常点検票	毎日
4	使用水検査表	毎日
5	調理業務完了届	履行の翌月
6	健康診断結果報告書	実施後速やかに
7	腸内細菌検査成績報告書	実施後速やかに
8	学校給食従事者健康観察記録表	業務開始前速やかに
9	調理業務従事者等変更報告書	変更の都度
1 0	臨時調理業務従事者の届出	随時
1 1	保存食の記録簿（原材料、調理済）	毎日
1 2	調理室及び食品庫の温度湿度、冷凍冷蔵庫の温度記録表	毎日
1 3	下処理業務記録表	毎日
1 4	中心温度記録表（汁・煮る・炊く）	毎日
1 5	中心温度記録表（焼き物・蒸し物）	献立毎随時
1 6	中心温度記録表（揚げ物【連続フライヤー】）	献立毎随時
1 7	仕上がり温度チェック表（学校・幼稚園 別）	毎日
1 8	検食の記録	毎日
1 9	検収の記録簿	毎日
2 0	ボイラー日誌	毎日
2 1	車両運行日誌【走行距離】	翌年度の 4 月末日迄に
2 2	運行日誌【給食配送】	翌年度の 4 月末日迄に

添付資料- 1

業者負担消耗品の例

業務に必要な調理従事者の被服等	白衣、ズボン、ネット、ビニールエプロン、調理室用シューズ、下処理室用シューズ等（清掃用・配送用）、作業毎布エプロン、上下カップ
洗浄・消毒液及び洗剤等	食器用洗剤、手洗い用石鹼、食器用酸素系漂白剤、汚れ落とし用研磨剤及び薬品（クレンザー等も含む、消毒用薬品類（次亜塩素ナトリウム、アルコール）、洗濯用洗剤、食器洗浄機用アルコール系洗剤、残留塩素試薬等
業務に必要な消耗品・清掃用具等	各種タワシ類、ペーパータオル、クッキングシート、アルミホイル、ゴミ袋、ポリ袋（保存食用・包装用）、手洗い用ブラシ、作業用ゴム手袋、軍手、マスク、デッキブラシ、モップ、ほうき、ちり取り、雑巾、水切りワイパータオル、バケツ、ホース、ワイヤーブラシ、グリス等
従事者の使用する雑貨等	トイレットペーパー、ティッシュ、救急薬品類、文房具類、その他業務を遂行するにあたって、事業者が必要とする消耗品については、事業者の負担とする。

添付資料- 2

経費の負担区分

町	事業者
・ 設備・調理機器の購入費 ・ 電気・ガス・上下水道費 ・ 食器及び食缶の購入費 ・ 設備の修繕費 ・ 食材料費 ・ 防鼠、害虫等の駆除費 ・ 施設の維持管理に要する経費 ・ 配送車両及び配送に必要な料金、燃料費、公課費、自賠責保険料、維持費等 ・ ボイラーの燃料の購入費	・ 事業者の人件費及び法定福利費 ・ 事業者の保健衛生費 (健康診断、検便等) ・ 事業者の被服費 ・ 研修に関する経費 ・ 修繕費 (事業者側の過失による場合) ・ 調理用消耗品の購入費 (各種包装ビニール袋等消耗品) ・ 調理外消耗品の購入費 (清掃用具等) ・ 食器洗浄機用洗剤・消毒液・ボイラー用塩等購入費 ・ 配送車両の任意保険等 ・ 通信機器費及び通信費 ・ その他事業者が業務を遂行する上で必要とする経費

添付資料-3

業 務 分 担 区 分

区分	業務内容	町	業者
給食管理	学校給食運営の総括	○	
	献立作成業務	○	
	献立表・給食だより等作成及び配布	○	
	食数管理業務	○	
	検食の実施、評価	○	
調理業務管理	作業工程表・作業動線図の作成		○
	作業工程表・作業動線図の確認	○	○
	日常点検票等の作成(各種報告書・記録等)		○
	日常点検票等の確認	○	
	調理業務		○
	配食		○
	残菜、厨芥集積業務		○
	食器等洗浄消毒		○
	調理業務指示書の作成	○	
材料管理	食材の選定、調達及び点検	○	
	食材の検収の実施、報告等		○
	食材の検収の確認	○	○
	食材の保管、在庫管理		○
施設等管理	給食施設及び設備の設置、改修	○	
	給食施設の清掃・管理		○
	給食施設・主要な設備・その他の設備(調理器具、食器等)の管理	○	○
	上記に関する報告		○
	上記に関する報告の確認	○	
配送車両の運行管理	配送車両の確保	○	
	給食配送車両の維持・管理	○	○
	給食配送車両の運行管理		○
衛生管理	食材の衛生管理	○	○
	保存食の保存(原材料及び調理済食品)		○
	衛生管理チェックリスト(日常点検票)の記入		○
	衛生管理チェックリスト(日常点検票)の点検確認	○	
	従事者の健康調査票の記入		○
	従事者の衣服等の清潔保持状況等の確認		○
	定期健康診断の実施及び結果の保管		○
	健康診断実施状況等の確認	○	
	検便の実施及び報告		○
	検便結果の確認	○	
	水質検査の実施		○
	水質検査の確認	○	
研修	調理従業者等に対する研修		○
労働安全衛生	労災事故防止対策の策定		○
	労災保険の加入		○

添付資料- 4

給食配送車の運行表(予定時刻)令和6年5月5日時点

月・火・水曜日

	午 前				午 後	
	お膳配達		給食配送		回収	
	学校名	到着時間	学校名	到着時間	学校名	到着時間
1 号 車	①北丘小学校	8:40	①北丘小学校	10:50	①北丘幼稚園	12:50
	②南風原小学校	8:55	②南星中学校	11:25	②北丘小学校	13:10
	③南風原中学校	9:05			③津嘉山小学校	13:35
					④南風原中学校	14:10
	給食センター	9:15	給食センター	11:40	給食センター	14:25
2 号 車	①翔南小学校	8:45	①津嘉山小学校	10:55	①翔南小学校	12:55
	②南星中学校	9:05	②南風原中学校	11:30	②南風原小学校	13:30
	③津嘉山小学校	9:20			③南星中学校	14::10
	④津嘉山幼稚園	9:25				
	給食センター	9:40	給食センター	11:45	給食センター	14:30
3 号 車			①津嘉山小学校	10:50	①北丘小学校	13:00
			②津嘉山幼稚園	10:55	②津嘉山幼稚園(月火水)	13:25
			③翔南小学校	11:25	③南風原幼稚園(月火水)	13:40
			給食センター	11:45	給食センター	13:55
4 号 車			①北丘幼稚園	10:40	①翔南幼稚園	13:00
			②南風原幼稚園	10:50	②津嘉山小学校	13:30
			③翔南幼稚園	11:05	③南風原小学校	13:45
			④南風原小学校	11:25		
			給食センター	11:40	給食センター	14:00

木曜日

	午 前				午 後	
	お膳配達		給食配送		回収	
	学校名	到着時間	学校名	到着時間	学校名	到着時間
1 号 車	①北丘小学校	8:40	①北丘小学校	10:50	①北丘小学校	13:00
	②南風原小学校	8:55	②津嘉山小学校	11:25	②津嘉山小学校	13:30
	③南風原中学校	9:05	③南星中学校	11:35	③南風原中学校	14:10
	給食センター	9:15	給食センター	11:50	給食センター	14:25
2 号 車	①翔南小学校	8:45	①津嘉山小学校	10:55	①翔南小学校	12:55
	②南星中学校	9:05	②南風原中学校	11:30	②南風原小学校	13:30
	③津嘉山小学校	9:20			③南星中学校	14::10
	給食センター	9:35	給食センター	11:45	給食センター	14:30

木曜日

3 号 車			①翔南小学校	10:55	①北丘小学校	13:00
			給食センター	11:20	給食センター	13:15
4 号 車			①南風原小学校	10:50	①津嘉山小学校	13:05
					②南風原小学校	13:25
			給食センター	11:15	給食センター	13:40

金曜日

	午 前				午 後	
	お膳配達		給食配送		回収	
	学校名	到着時間	学校名	到着時間	学校名	到着時間
1 号 車	①北丘小学校	8:40	①北丘小学校	10:50	①北丘小学校	13:00
	②南風原小学校	8:55	②南星中学校	11:25	②南風原小学校	13:20
	③南風原中学校	9:05			③南風原中学校	13:50
	給食センター	9:15	給食センター	11:40	給食センター	14:10
2 号 車	①翔南小学校	8:45	①津嘉山小学校	10:55	①翔南小学校	12:55
	②南星中学校	9:05	②南風原中学校	11:30	②津嘉山小学校	13:35
	③津嘉山小学校	9:20			③南星中学校	14:20
	④津嘉山幼稚園	9:25				
	給食センター	9:40	給食センター	11:45	給食センター	14:35
3 号 車			①津嘉山小学校	10:50	①北丘小学校	13:00
			②津嘉山幼稚園	10:55		
			③翔南小学校	11:25		
			給食センター	11:45	給食センター	13:15
4 号 車			①北丘幼稚園	10:40	①津嘉山小学校	13:05
			②南風原幼稚園	10:50	②南風原小学校	13:25
			③翔南幼稚園	11:05	③北丘幼稚園	13:50
			④南風原小学校	11:25	④南風原幼稚園	14:00
					⑤翔南幼稚園	14:15
					⑥津嘉山幼稚園	14:25
			給食センター	11:40	給食センター	14:40